

令和4年度農作物病虫害雑草防除実施方針

第1 趣旨

病虫害・雑草防除は、農業生産を維持する上で必要不可欠であるが、化学合成農薬の使用は周辺環境に少なからず負荷を与えている。このため、農薬に過度に依存しない総合防除を推進し、併せて農薬の適正使用を図るため、「農作物病虫害雑草防除基準」に基づく適切な防除を推進する。

第2 防除の考え方

病虫害や雑草が発生しにくい生産環境をつくることを基本とし、防除にあたっては、病虫害の発生状況に応じて農薬を散布する等、省農薬で効果的な防除を推進する。

1. 病虫害や雑草の発生しにくい環境づくり

- (1) 耐病性・抵抗性品種の導入
- (2) 土づくりおよび適正な施肥の実施
- (3) 不作付地や畦畔の雑草対策等、ほ場周辺の環境整備

2. 病虫害の発生状況に応じた効率的な防除

- (1) 地域発生予察、要防除水準を活用した適期防除の実施
- (2) 農家および関係者によるほ場観察の実施
- (3) 水稻の除草剤の使用にあたっては、雑草発生の多い水田を除き、「初期・初中期一発剤」1回散布とする。

3. 化学合成農薬に頼らない防除技術の積極的な導入

- (1) 耕種的防除や物理的防除技術の導入
- (2) 天敵製剤や微生物農薬、誘引剤等の導入
- (3) 水稻の種子消毒については、温湯消毒や微生物農薬による方法の導入

4. 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

上記1から3を、経済性を考慮して適切に組合せ、環境負荷を低減しつつ病虫害・雑草の発生を総合的に抑制する総合的病虫害・雑草管理技術を推進する。

5. 組織的防除の推進

広域的な一斉防除を必要とする水稻・麦[※]・大豆等については、病虫害の発生状況に応じ、また、周辺環境等に配慮した適期・適切な防除をきめ細かく行うため、地域における防除体制の整備に努め、防除計画を策定し、計画的かつ組織的な防除を推進する。

※麦は小麦、大麦。

第3 危被害防止対策

防除の実施にあたっては、散布作業者の安全を確保するとともに、周辺作物・環境に対しても安全を確保する対策を推進する。

1. 市街地等人口密集地、河川等の区域および浄水場、学校、病院等の区域、交通量の多い道路に

農薬が飛散しないように十分な措置をとる。

また、通勤・通学および交通量の多い時間帯の農薬散布は避け、防除機による騒音についても配慮する。

2. 共同一斉防除を実施する場合は、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹および住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、事前に農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類および農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。

また、天候による防除日程および実施時間の変更についても、直ちにその旨を周知する。

3. 防除にあたっては、必要な人員を適切に配置し、作業者の安全を確保する。
4. 周辺の農作物へ農薬が飛散しないよう、適切な間隔をとる等、必要な措置を講じる。

第4 農薬の安全使用

1. 農薬の使用にあたっては、農薬取締法およびその関係法令を熟知し、遵守するとともに、使用者、農作物、農産物、周辺環境に対する安全を確保する。
2. 水田において農薬を使用するときは、農薬散布後1週間を止水期間とし、落水やかけ流しはしない。また、止水期間中の農薬の流出を防止するため、必要な水管理や畦畔整備等の措置をとる。
3. 農薬の使用状況を把握し、安全を確保するため、栽培記録や農薬使用の記録を記帳する。

第5 その他

残農薬、種子消毒剤の廃液、農薬を含む廃資材、農薬の容器等については、廃棄物処理業者への処理の委託等により、周辺環境や水産動物等に影響を与えないよう安全に処理する。

その他、農薬の安全・適正使用、防除に関しては、「農作物病虫害雑草防除基準」に基づくこととする。